

相模原市監査委員公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成20年2月5日に実施した事務監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成21年7月1日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 久保田 隼 夫

同 小 池 義 和

- 1 監査対象事務
公用車の事故防止対策について
- 2 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日
平成20年2月5日
- 3 市長から措置を講じた旨の通知があった日
平成21年6月26日
- 4 監査の結果及び市長の講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>1 公用車の管理規定について 相模原市庁用自動車管理規則において引用している道路交通法の条項に引用誤りが見られる。 また、「消防に関する自動車の管理については、消防局長の定める方法により管理する」とされているが、消防車両に係る総合的な規程は、制定されていない。 道路交通関連法規の改正などの情報収集に努め、迅速に対応するとともに、消防車両の特殊性を考慮した車両管理規程を制定するなど、適正な車両管理に努められたい。</p> <p>2 安全運転管理者及び副安全運転管理者について 道路交通法第74条の3の規定により、自動車の使用の本拠ごとに使用台数に応じて選任しなければならない副安全運転管理者の選任数が、法令の解釈誤りにより、法定数より少なく選任されている。 また、安全運転管理者又は副安全運転管理者を選任したときは、選任した日から15日以内に神奈川県公安委員会に届け出なければならないが、届出が大幅に遅れている。 道路交通法等の関連法規の適正な解釈や運用に努めるとともに、必要とされる安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任や届出の遅れ等を招かないよう、事務処理体制の見直しを図られたい。</p> <p>3 整備管理者について 道路運送車両法では、一定の要件に該当する場合、整備管理者の選任と整備管理規程の作成を義務付けている。 陽光園の整備管理者については、管財課の職員が選任されているが、陽光園の整備管理者としての実務は行っておらず、整備管理規程を作成していない。 また、消防局においても整備管理規程を作成しておらず、整備管理者には、消防署ごとに1人の日勤の職員が選任されている</p>	<p>1 公用車の管理規定について 【対象課】管財課、警防課 道路交通法の条項の引用誤りにつきましては、平成20年2月10日付けで規則の一部改正を行いました。 今後は、関連法規の改正などの情報収集に努め、規則改正等が必要な場合は、迅速な対応に努めてまいります。 消防局において、規程が制定されていなかった件につきましては、平成20年8月1日付けで、「相模原市消防局安全運転管理等規程」を制定しました。</p> <p>2 安全運転管理者及び副安全運転管理者について 【対象課】管財課、麻溝台収集事務所、橋本台収集事務所、警防課 副安全運転管理者が法定数に不足する事業所につきましては、平成20年2月1日に選任し、平成20年2月14日付けで神奈川県公安委員会へ届出を行いました。 また、安全運転管理者又は副安全運転管理者の選任届けの遅れにつきましては、異動により新たに選任する場合は、異動の内示段階で届出に必要な書類の作成、取りまとめの作業を行うように改善いたしました。</p> <p>3 整備管理者について 【対象課】管財課、警防課 陽光園の整備管理者につきましては、平成20年度に新たに整備管理者を選任し配置いたしました。 平成21年度につきましては、バスの運行委託化に伴い道路運送車両法で定められた要件に該当しなくなったことから、現在は選任していません。 また、消防局における業務体制に応じた整備管理体制の見直しについては、平成20年</p>

が、365日24時間の業務体制上、大半が整備管理者不在の時間帯となっている。道路運送車両法等の関連法規の適正な運用に努めるとともに、整備管理体制の実態に応じて、整備管理者や整備管理者の補助者を定めるなど、整備管理体制の見直しについて検討されたい。

4 車両の運行開始前点検及び携行品の確認について

(1) 車両の運行開始前点検について

管財課の管理する車両においては、適正な車両の運行開始前点検が実施されておらず、清掃車両においては、収集事務所によって点検表の項目や様式、報告の方法等が異なり、統一されていない。

管財課の管理する車両においては、点検項目や点検手順を明確に定め、運転者が項目をチェックする形式の点検表を作成した上で、運行開始前点検を実施するなど、車両の点検体制の見直しを図るとともに、清掃車両においては、より適切な点検表の様式や報告方法について検討されたい。

(2) 携行品の確認について

清掃車両の一部において、自動車損害賠償保障法で車両への備付けを義務付けている自動車損害賠償責任保険証明書が他の車両と入れ違っている事例が見られる。

自賠責保険証を始め、自動車検査証、発煙筒などの携行品の内容まで含めた確認を定期的に行うなど、車両運行に係る確認体制の見直しについて検討されたい。

5 庁用自動車等安全運転マニュアルについて

安全運転の基本マナーの徹底を図り、交通事故防止のため庁用自動車等安全運転マニュアルが作成され、職員に周知されているが、注意事項として掲載されている運転中のチェックポイント（前進や後退時の目視による安全確認、同乗者による後退誘導）などが、徹底されていない。

常に身近なものとして携帯できるよう、安全運転マニュアルの職員手帳への登載や携帯版安全運転マニュアルの配布、車両への安全運転マニュアルの備付けなど安全運転マニュアルの活用策を検討されたい。

また、職員を直接指導する立場にある管

8月1日付けで制定した「相模原市消防局安全運転管理等規程」の中で整備管理者、整備管理者の補助者を新たに位置付けました。

4 車両の運行開始前点検及び携行品の確認について

(1) 車両の運行開始前点検について

【対象課】管財課、資源循環部

管財課が管理する車両については、適正な運行前点検を実施するため、運転日報の裏面に点検表を印刷し、運転者が必ずチェックするよう、運転日報の様式を平成20年5月27日に変更いたしました。

また、資源循環部が管理する清掃車両の運行前点検については、より適切な点検表の様式や報告方法となるよう統一化を含め検討を行い、平成20年8月4日から、新たな点検表の使用を開始しました。

(2) 携行品の確認について

【対象課】管財課、資源循環部

自賠責保険証を始め、自動車検査証、発煙筒などの携行品は、内容まで含めて定期的に確認することとしました。

5 庁用自動車等安全運転マニュアルについて

【対象課】管財課

安全運転マニュアルを公用車内に備え付け、運転開始前に必ず確認するように周知し、平成21年度から、職員手帳にも安全運転マニュアルを掲載いたしました。

また、平成20年度において、職員の安全運転マナーの徹底を図るため、管理職職員を対象とした研修を実施しました。

理職職員を対象とした研修を実施するなどして、安全運転マナーの徹底を図りたい。

6 ヘッドライトの昼間点灯について

職員の安全運転意識の高揚を図り、交通事故を未然に防止するため、平成15年6月1日から、ヘッドライトの昼間点灯を実施しているが、その実施が徹底されておらず、周知するためのステッカーも貼付されていない車両が散見される。

昼間点灯の周知と実施の徹底を図るとともに、昼間点灯の効果をアピールする上からも、その検証・評価について検討されたい。

7 損傷した車両の修繕について

本庁舎公用車駐車場に駐車中の車両の中に、損傷した状態で修繕を行っていない車両が見受けられる。車両に傷があるまま運転することは、車両を乱暴に取り扱い、多少の接触事故を気にしないことにもつながると考えられる。また、市の看板ともなる公用車は、一定の外観を保つことも重要である。

以上の観点から、車両修繕に係る一定の基準を設けるなど、適切な車両の維持管理を徹底されたい。

8 清掃車両の事故について

清掃車両の事故が増加し、双方が負傷する大きな事故も発生している。

後退運転中の事故を防止するため、効果的なバック誘導研修を実施されるとともに、バックモニター車の導入について検討されたい。

また、清掃車両の事故に共通する原因を分析し、事故防止を図るため、部内に関係者で組織する事故を検証するための組織を立ち上げるなど事故防止対策に取り組まれたい。

6 ヘッドライトの昼間点灯について

【対象課】管財課

昼間点灯を周知するステッカーが貼付されていなかった車両については、貼付を行い、徹底を図りました。

昼間点灯の効果に係る検証・評価に対する検討につきましては、平成20年度の「交通事故防止対策検討会議」において、他市での昼間ヘッドライト点灯に関するアンケート結果、警察庁の検証結果等を参考に検討を行いました。

検討の結果、他市でのアンケート結果、警察庁での検証結果とも、メリット、デメリットのいずれについても決定的なものは見られず、事故防止対策の一環として実施している昼間点灯を止めても問題ないという検証結果を得るまでには至りませんでした。

このため、ヘッドライトの昼間点灯につきましては、当該検討結果を「交通事故防止対策本部会議」に報告し継続して実施することといたしました。

7 損傷した車両の修繕について

【対象課】管財課

損傷した車両につきましては、原則として修繕を行っております。

なお、車両の修繕につきましては、維持管理経費の削減などを勘案し、かすり傷や飛び石等による軽微な損傷を除き、適切な修繕を実施し維持管理に努めました。

また、適切な車両の維持管理の徹底につきましては、公用車を保有する各課に通知等により周知し、適切な維持管理に努めました。

8 清掃車両の事故について

【対象課】資源循環部

バック誘導研修については、適切な誘導の徹底を含め、研修内容の充実を図りました。

バックモニターについては、平成20年度以降購入するすべての清掃車両に標準装備することとしました。

事故検証等のための組織については、資源循環部及び4収集事務所に「交通事故防止対策検討会議」を平成20年4月1日付けで設置しました。

<p>9 消防車両の事故について 平成18年度にはなかった市職員の過失による緊急走行中の消防車両の事故が平成19年度は3件発生している。 緊急走行に対する市民の理解と協力を求めるとともに、緊急自動車を運転する際の注意事項について、非常勤消防団員を含めて、消防職員へ周知徹底を図るなど、研修体制を強化されたい。</p>	<p>9 消防車両の事故について 【対象課】警防課 消防職員全員を対象に、「公用車の運行要領及び事故防止対策」として、平成20年4月15日から4月17日にかけて、保険会社の講師により緊急走行中の事故事例を対象に、運転する際の注意事項等に係る集合研修を実施しました。 消防団員への研修については、平成20年6月1日に道路交通法令、機械器具取扱い及び緊急自動車の法令、緊急走行時の留意事項を内容とする選任機関員（指定された運転手）講習を実施しました。 さらに、6月に実施しました消防団幹部研修において、管理監督の立場の団員に対して、交通事故防止の周知徹底を図りました。</p>
<p>10 修繕等に伴う損失額の把握について 公用車の事故に伴う損害額については、加害事故、双方過失事故などの相手方がある事故については把握されているが、自損事故によりリース車両を修繕した場合、リース車両の修繕費の支払いは、市を通さずに行われている。そのため、修繕額の把握を行っていない。 交通事故防止対策として、損害額を職員へ具体的に示すことにより、事故に対する責任の大きさを認識させ、事故防止に対する注意喚起を行うことは有効な方法と考えられる。事故に係る全損害額を把握した上で、職員へ周知することについて検討されたい。</p>	<p>10 修繕等に伴う損失額の把握について 【対象課】管財課 平成19年度以降、すべての事故における修繕費、賠償額について把握を行うこととしました。 また損害額の周知につきましては、平成20年度から、庁内ネットワークの掲示板において、毎月の事故件数、事故概要、損害額（見込を含む）を掲示し、事故防止に対して、注意喚起を行うこととしました。</p>
<p>11 車両保険について 管財課管理車両や消防車両については、車両保険に加入しているが、清掃車両については加入していない。 市としての取扱いに差異があり、また、職員に対する損害額の求償を考慮した場合にその対応に差が生ずることとなることから、公平性の面からもその見直しについて検討されたい。</p>	<p>11 車両保険について 【対象課】資源循環部 平成21年度から、すべての清掃車両についても車両保険に加入しました。</p>
<p>12 安全運転に係る研修、教育等について 管財課を中心として、安全運転研修の実施、交通事故防止強化月間などの全庁的な安全運轉行動の取組み、公用車の交通事故分析、交通事故実例のグループウェア全庁掲示板への掲載等交通事故防止対策に取り組んでいるが、交通事故の減少につながっ</p>	<p>12 安全運転に係る研修、教育等について 【対象課】管財課 平成20年度において、これまで実施している安全運転研修、交通事故防止強化月間を継続的に行うとともに、新たに所属長を対象とした管理職職員研修の実施、庁内掲示板へ公用車による事故の発生状況、概要を掲示し、</p>

ていない。次に掲げるような対策を参考に、さらに実効的な事故防止対策に取り組まれない。

- ・ 安全対策に力を入れている民間企業の手法の取入れ（派遣研修による民間企業への派遣等）
- ・ 管理職職員を対象とする職員指導を含めた安全運転管理に係る研修の実施
- ・ 危険予知に力を入れた研修の実施
- ・ 事故を起こした職員に対する安全運転研修の実施徹底
- ・ 運転免許取得後、相当年数を経過した者を対象とする実技研修
- ・ ヒヤリ・ハット体験の共有化、ヒヤリマップの作成
- ・ ポータルサイトに安全運転に係る情報の登載。事故情報の共有化
- ・ 無事故目標の設定と掲示
- ・ 安全運転に係る職員の評価と表彰

13 私有車の公用使用について

私有車の公用使用については原則的には禁止となっているが、昭和49年作成の「私有車両を公務出張のため使用する場合の取扱要領」により、一定の条件を満たす場合に限り許可されている。しかしながら、実態として私有車による出張が多数見られ、その運用が適正に行われていない。その上、条件の中には自動車保険の加入が公用車のものと著しく異なるなど、多くの現状にそぐわない点について長期にわたって見直されておらず、同要領の存在についても職員への周知がされていない。

早急に、現状を踏まえた同要領の見直しを行うとともに、内容を職員に周知するなど必要な措置を採られたい。

事故情報の共有化を図り、交通事故防止意識の高揚に努めました。

これらの研修や取り組みの結果、平成20年度の公用車による交通事故件数は前年度に比べ、31件、46%の減少となりました。

13 私有車の公用使用について

【対象課】職員課

私有車の公用使用につきましては、昭和49年作成の「私有車両を公務出張のため使用する場合の取扱要領」を廃止し、任意保険の加入基準を公用車と同等に改めるなどの見直しを行い、新たに「公務のための自家用自動車の使用に関する取扱要綱」を制定し平成20年4月1日から施行しました。

また、職員に対しては、公務のための自家用自動車の使用に関する取扱いについて、庶務担当者会議や、グループウェアの全庁掲示板等により周知しました。